

議会第16号

ヘイトスピーチ対策に係る法整備を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年3月25日

提出者 新発田市議会議員

渡部良一

宮野昭平

入倉直作

小坂博司

賛成者 新発田市議会議員

稲垣富士雄

川崎孝一

加藤和雄

渡邊喜夫

新発田市議会議長 小川 徹 様

ヘイトスピーチ対策に係る法整備を求める意見書

国連人権差別撤廃委員会は2014年8月29日、日本政府に対して、ヘイトスピーチ（憎悪表現）問題に「毅然と対処」し、法律で規制するように勧告する「最終見解」を公表しました。

今回の最終見解は、日本へのヘイトスピーチの状況にも言及しており、特に在日韓国・朝鮮人（コリアン）への人種差別的デモ・集会をする団体によるヘイトスピーチの蔓延や政治家・公人によるヘイトスピーチが報告されたことやメディアでのヘイトスピーチの広がりなどについて、懸念が表明されています。

国内では、一昨年から昨年にかけて、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関する裁判が、大阪高等裁判所や京都地方裁判所において行われましたが、京都市の朝鮮学校を運営する学校法人が、市民団体などを訴えた裁判で、違法な人種差別に当たるとして、市民団体などに賠償などを命ずる最高裁判所判決が、昨年12月にくだされました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法律が整備されている国もあります。また2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは、国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては、ヘイトスピーチ対策に係る法整備を速やかに行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条規定により意見書を提出します。

平成27年3月25日

新潟県新発田市議会

（提出先）

衆議院議長	町村信孝様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
法務大臣	上川陽子様